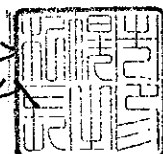


札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和6年3月27日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第20号

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部  
を改正する条例

(札幌市普通河川管理条例の一部改正)

第1条 札幌市普通河川管理条例(平成12年条例第28号)の一部を次のよ  
うに改正する。

(1) 別表 1 流水占用料の表鉦工業用水の項の前に次のように加える。

発電用水	1口	1年度	常時理論水力に1,976円を乗じ て算出した額と、最大理論水力 と常時理論水力との差に436円 を乗じて算出した額との合計額 に100分の110を乗じて得た額
------	----	-----	---

(2) 別表 1 流水占用料の表備考に次のように加える。

- 4 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。
- 5 常時理論水力若しくは最大理論水力が1キロワット未満であるとき又は常時理論水力若しくは最大理論水力に1キロワット未満の端数があるときは、常時理論水力若しくは最大理論水力又はその端数を1キロワットとみなして計算する。

(3) 別表 2 土地占用料(年額)の表中

27円	29円70銭
39円	42円90銭

30円	33円
43円	47円30銭

59 円	64 円 90 銭
78 円	85 円 80 銭
120 円	132 円
160 円	176 円
730 円	803 円
1,100 円	1,210 円
1,500 円	1,650 円
650 円	715 円
1,000 円	1,100 円
1,400 円	1,540 円
65 円	71 円 50 銭
7 円	7 円 70 銭
1,300 円	1,430 円

を

64 円	70 円 40 銭
86 円	94 円 60 銭
130 円	143 円
170 円	187 円
800 円	880 円
1,200 円	1,320 円
1,700 円	1,870 円
710 円	781 円
1,100 円	1,210 円
1,600 円	1,760 円
71 円	78 円 10 銭
7 円	7 円 70 銭
1,400 円	1,540 円

に改める。

(札幌市流水占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 札幌市流水占用料等徴収条例(平成12年条例第29号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 流水占用料の表鉱工業用水の項の前に次のように加える。

発電用水	1 口	1 年度	常時理論水力に 1,976 円を乗じて算出した額と、最大理論水力と常時理論水力との差に 436 円を乗じて算出した額との合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額
------	-----	------	---

(2) 別表 1 流水占用料の表備考に次のように加える。

4 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。

5 常時理論水力若しくは最大理論水力が1キロワット未満であるとき又は常時理論水力若しくは最大理論水力に1キロワット未満の端数があるときは、常時理論水力若しくは最大理論水力又はその端数を1キロワットとみなして計算する。

(3) 別表 2 土地占用料（年額）の表中

27 円	29 円 70 銭	30 円	33 円
39 円	42 円 90 銭	43 円	47 円 30 銭
59 円	64 円 90 銭	64 円	70 円 40 銭
78 円	85 円 80 銭	86 円	94 円 60 銭
120 円	132 円	130 円	143 円
160 円	176 円	170 円	187 円
730 円	803 円	800 円	880 円
1,100 円	1,210 円	1,200 円	1,320 円
1,500 円	1,650 円	1,700 円	1,870 円
650 円	715 円	710 円	781 円
1,000 円	1,100 円	1,100 円	1,210 円
1,400 円	1,540 円	1,600 円	1,760 円
65 円	71 円 50 銭	71 円	78 円 10 銭
7 円	7 円 70 銭	7 円	7 円 70 銭
1,300 円	1,430 円	1,400 円	1,540 円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市普通河川管理条例別表 1 流水占用料の表及び2 土地占用料（年額）の表の規定並びに第2条の規定による改正後の札幌市流水占用料等徴収条例別表 1 流水占用料の表及び2 土地占用料（年額）の表の規定は、施行日以後における流水又は土地の占用（以下「流水等の占用」という。）の期間に係る流水占用料又は土地占用料（以下「流水等占用料」という。）について適用し、施行日前における流水等の占用の期間に係る流水等占用料については、なお従前の例による。